

令和7年第3回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和7年3月4日（火）午後2時00分から午後2時55分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 宏保、中村 茂、奥田 正人、勝野 仁司、山本 富義、柴田 智弘、近藤 辰夫、奥村 武司、伊藤 卓、竹谷 益孝、玉田 好二、奥村 保彦
農地利用最適化推進委員	江口 利広、津田 誠、山本 寛、國枝 悟、鈴木 泰示、鈴木 好則、奥村 松市、酒向 崇好、三宅 静喜
欠席委員	田中きょうこ
事務局	局長 小池 祐功、課長 後藤 道広、係長 山口 嘉之、再任用職員 前田 晃
議案	<p>第11号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について</p> <p>第12号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について</p> <p>第13号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について</p> <p>第14号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について</p> <p>第15号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について</p> <p>第16号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画の策定に対する意見聴取について</p>
議長	<p>皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。</p> <p>令和7年第3回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の農業委員の出席は、14番、田中きょうこ委員から欠席届が提出されておりますので、13名で定足数に達しております。</p> <p>また、推進委員の出席は、9名です。</p> <p>これより令和7年第3回可児市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。</p>
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、4番奥田正人委員、5番勝野仁司委員の両名を指名します。
議長	続きまして、日程第2、議案第11号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第2、議案第11号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。

事務局 今月の申請は、売買による所有権移転1件です。

事務局 受付番号1番は、谷迫間の方と谷迫間の方との間における売買による所有権移転です。

事務局 谷迫間地内において、譲受人は、自宅近隣にある申請地を取得して、新規就農することです。

事務局 詳細については、資料のとおりです。

事務局 本案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動は妥当と考えます。

議長 只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言を求めます。

近藤委員 受付番号1番、谷迫間をお願いします。

近藤委員 農業委員8番の近藤から現地確認の報告をします。

近藤委員 谷迫間地内の国道248号線バイパス西側にある農地です。譲渡人は高齢となり耕作ができないため、近隣に居住する譲受人が新規就農として農地を取得し、耕作、管理されますので、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質問なし】

議長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議長 議案第11号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第11号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 続きまして、日程第3、議案第12号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第3、議案第12号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について説明します。

事務局 今月の申請は、1件です。

事務局 受付番号1番は、矢戸の方が農地転用の許可を求めるもので、矢戸地内で隣接地を一体利用して、一般個人住宅の庭敷地にするとのことです。

事務局 立地基準判定は、第3種農地となります。

事務局 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

事務局 周辺農地への被害防除策は、造成や建築工事等を行わず、現状と変更なしとのことです。

事務局 本案件は、平成16年頃より農地法の許可を得ず、当該農地を住宅敷地として利用していたため、始末書が提出されています。

事務局 本案件は、周辺への影響には十分注意を払うとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長	<p>只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。</p> <p>受付番号1番、矢戸お願いします。</p>
國 枝 委 員	<p>推進委員4番の國枝から現地確認の報告をします。</p> <p>受付番号1番は、矢戸にあります春里地区センターの東にある農地で、住宅敷地と一体利用されているため、始末書が提出されている案件です。始末書によりますと、平成16年頃から許可を得ず住宅敷地として利用されていたようです。周囲に農地は無く、現状のまま使用されますので、転用されても、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>【意見・質問なし】</p>
議 長	<p>ご意見もないようですのでお諮りいたします。</p> <p>議案第12号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>【異議なしの声多数】</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、議案第12号は、原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。</p>
議 長	<p>続きまして、日程第4、議案第13号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。</p> <p>なお、受付番号2番の案件については、申請取り下げとなっております。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>日程第4、議案第13号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。</p> <p>申請の内訳は、売買による所有権移転7件、使用貸借権の設定2件、賃借権の設定2件の合計11件です。</p> <p>受付番号1番は、今渡の方と美濃加茂市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。</p> <p>転用事業者は、今渡地内で4区画に宅地分譲するとのことです。</p> <p>立地基準判定は、第3種農地となります。</p> <p>その他、一般基準判定等については資料のとおりです。</p> <p>周辺農地等への被害防除策は、L型擁壁を設置するとのことです。</p> <p>都市計画法に基づく開発協議が必要な案件で、申請済みです。</p> <p>受付番号2番は、申請取り下げとなっております。</p> <p>受付番号3番は、土田の方と下恵土の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。</p> <p>転用事業者は、土田地内で、父の所有地に使用貸借権を設定し一般個人住宅を建築するとのことです。</p> <p>立地基準判定は、第2種農地となります。</p> <p>代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。</p>

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

令和7年1月9日に農振除外されています。

接道する道路が、接道要件を満たさない道路であるため、建築基準法第43条但し書き道路に適合していることが確認されたのち、農地転用を許可します。現在申請中です。

受付番号4番は、坂戸の方外1名と春日井市の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、坂戸地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種、第3種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

平成16年頃より、農地法の許可を得ず、当該農地の一部を資材置場として利用していたため、始末書が提出されています。

受付番号5番は、塩の方外1名と香川県高松市の法人が、売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

転用事業者は、塩地内で、隣接地を一体利用して土木建築業の資材置場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第1種農地となります。

隣接する会社敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

令和7年1月9日に農振除外されています。

受付番号6番は、矢戸の方外1名と福井県坂井市の法人が、賃借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、矢戸地内で、店舗、ドラッグストアを建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことです。

都市計画法に基づく開発協議が必要な案件で、申請済みです。

令和7年1月9日に農振除外されています。

受付番号7番は、久々利の方と土岐市の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、久々利地内で、建設業の資材置場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、既存の畔により防ぐとのことです。

受付番号 8 番は、瀬田の方外 7 名と御嵩町の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、瀬田地内で、建築条件付きで 7 区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第 2 種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことです。

都市計画法に基づく開発協議が必要な案件で、事前協議中です。

令和 7 年 1 月 9 日に農振除外されています。

受付番号 9 番は、瀬田の方と関市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、瀬田地内で、隣接地を一体利用して自動車整備工場の駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

令和 7 年 1 月 9 日に農振除外されています。

受付番号 10 番は、御嵩町の方と瀬田の法人が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、瀬田地内で、隣接地を一体利用して建築業の資材置場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

令和 7 年 1 月 9 日に農振除外されています。

受付番号 11 番は、広見の方と広見の法人が、賃借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見地内で、隣接地を一体利用して飲食業の駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。

令和 7 年 1 月 9 日に農振除外されています。

受付番号 12 番は、中恵土の方と中恵土の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅の敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、造成や建築工事等を行わず、現状と変更なしとのことです。

昭和63年12月頃より、農地法の許可を得ず、当該農地を宅地として利用していたため、始末書が提出されています。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長 只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、今渡をお願いします。

江口委員 推進委員1番の江口が受付番号1番の案件について報告します。

受付番号1番は、今渡の蘇南中学校の南東にある、土地改良区域内にある農地です。譲受人である転用事業者が4区画に宅地分譲する計画です。周囲には、L型擁壁を設置して被害防除され、土地改良区の同意が得てあります。雨水排水は、西側の土地改良区排水路への排水で、改良区の排水同意も得てあります。上下水道とも整備されており、開発協議が必要な案件となり、転用されても、問題ないと思います。

議長 受付番号3番、土田をお願いします。

津田委員 推進委員2番の津田が受付番号3番の案件について報告します。

受付番号3番は、土田井ノ鼻にある父の所有農地を、令和7年1月9日付けで農振除外し、子が使用貸借権を設定して、一般個人住宅を建築するための転用申請です。周囲には、コンクリートブロックを設置して被害防除され、土地改良管理組合の同意もあり、上下水道とも整備された地域です。雨水排水は、現在使用している田の排水用集水柵を利用して土地改良管理組合の排水路へ排水されます。以上の事から、転用されても、問題ないと思います。

議長 受付番号4番、坂戸をお願いします。

山本委員 農業委員6番の山本が受付番号4番の案件について報告します。

受付番号4番は、坂戸にあります葬儀場の北で、住宅と太陽光発電施設との間にある農地で、一部が資材置場として利用されているため、始末書が提出されている案件です。

譲受人が購入して一般個人住宅を建築するための転用申請で、隣接地への被害防除としてコンクリートブロックを設置されます。雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議長 受付番号5番、塩をお願いします。

山本委員 農業委員6番の山本が受付番号5番の案件について報告します。

受付番号5番は、受付番号4番の近くですが、農地の所在地は塩になります。申請地の南にある事業所が譲受人で、東側隣接地と一体利用して、露天資材置場として利用するための転用申請です。当初計画では、一体利用地のみで計画していましたが、西側の農地が宅地化され、申請地が残ったため、令和7年1月に農振除外され、東側市道からの乗り入

れで、整備されます。土地改良管理組合の同意もあり、雨水排水の同意も管理組合から得ており、農業用施設への影響ありません。資材置場として利用されるため、上下水道の利用はありません。以上の事から、転用されても、問題ないと思います。

議 長
國 枝 委 員

受付番号 6 番、矢戸お願いします。

推進委員 4 番の國枝が受付番号 6 番の案件について報告します。

受付番号 6 番は、矢戸地内、春里地区センターの北の農地を、令和 7 年 1 月に農振除外し、賃借権を設定して、ドラッグストアを建築するための転用申請となります。

隣地所有者への説明も済み、周辺への被害防除策としてコンクリートブロック及び擁壁を設置されます。隣接する残地農地への用水施設として暗渠管を敷設されます。土地改良管理組合の同意もあり、雨水は南側市道に道路側溝を敷設し、既設側溝と接続させ、矢戸川への排水となります。上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議 長
竹 谷 委 員

受付番号 7 番、久々利お願いします。

農業委員 11 番の竹谷が受付番号 7 番の案件について報告します。

受付番号 7 番は、久々利大平地区、県道土岐可児線から大平地区に入っすぐにある山沿いの耕作放棄された農地です。土岐市の譲受人が取得し、露天の建設業資材置場として利用されます。隣接所有者への説明も済み、資材置場のため雨水は自然浸透、上下水道の利用も無く、周囲には農業用施設も無く、転用されても、問題ないと思います。

議 長
玉 田 委 員

受付番号 8 番から 10 番瀬田お願いします。

農業委員 12 番の玉田が受付番号 8 番から 10 番の案件について報告します。

受付番号 8 番は、瀬田小豆田にある農地を、令和 7 年 1 月に農振除外して、転用事業者が、建築条件付きで 7 区画に宅地分譲するための転用申請となります。開発協議が必要な案件で、隣接所有者への説明も済み、周囲にはコンクリートブロック及び擁壁を設置して被害防除されます。土地改良管理組合の同意、雨水排水の排水同意も得てあります。上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

受付番号 9 番は、瀬田、国道 21 号線沿いにある農地を、JA の自動車センターが敷地拡張で駐車場を整備するために、令和 7 年 1 月に農振除外して転用申請された案件です。

周囲にはコンクリートブロックを設置して被害防除されます。土地改良管理組合の同意も得られており、雨水排水は道路側溝への排水、駐車場で利用のため、上下水道の利用はありません。以上の事から、転用されても、問題ないと思います。

受付番号 10 番は、瀬田、広見東地区センター東にある農地を、令和 7 年 1 月に農振除外して、転用事業者が西側隣接地と一体利用で、露天資材置場として整備し、利用するための転用申請となります。隣接所有者への説明も済み、周囲にはコンクリートブロックを設置して被害防除されます。土地改良管理組合の同意が得てあり、資材置場のため雨水排水は自然浸透となり、上下水道の利用はありません。以上の事から、転用されても、問題ないと思います。

議 長
奥村(保) 委 員

受付番号 11 番、広見お願いします。

農業委員 13 番の奥村が受付番号 11 番の案件について報告します。

受付番号 11 番は、広見の県道土岐可児線、精肉店の東にある農地を、令和 7 年 1 月に

農振除外して、転用事業者が賃借権を設定して、北側隣接地と一体利用で、精肉店の駐車場として整備し、利用するための転用申請です。隣接地に農地はありませんが、周囲にはコンクリート擁壁を設置して被害防除されます。土地改良管理組合の同意が得てあり、雨水は道路側溝への排水です。駐車場として利用されますので、上下水道の利用はありません。以上の事から、転用されても、問題ないと思います。

議 長
三 宅 委 員

受付番号 12 番、中恵土お願いします。

推進委員 9 番の三宅が受付番号 12 番の案件について報告します。

受付番号 12 番は、中恵土新田にある農地で、以前にも隣接地で申請があり、許可した案件の残地部分です。譲受人である隣地所有者が既に個人住宅敷地として一体利用されており、始末書が提出されている案件です。現状のまま使用されますので、転用されても、問題ないと思います。

議 長
委 員
議 長
委 員
議 長

只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見・質疑なし】

ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第 13 号について、許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

異議ないものと認め、議案第 13 号は、許可相当として、市に進達することに決しました。

議 長
事 務 局

続きまして、日程第 5、議案第 14 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

日程第 5、議案第 14 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について説明します。

今月の申請は、1 件です。

受付番号 1 番は、名古屋市昭和区の法人と関市の方外 1 名が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

当初事業計画者は、転用許可後に所有権移転登記を済ませる予定でしたが、事業承継者から名義を共有持ちにしたいとの申し出があったため、事業承継者を個人から 2 名の共有とする計画に変更することになりました。

本案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号 1 番、中恵土お願いします。

三宅委員 推進委員9番の三宅が受付番号1番の案件について報告します。
この案件は、事業承継者が個人から2名の共有持ちとなる変更であり、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議長 今回の申請は、事業承継者が個人1名から2名の共有持ちになるため申請されているが、内容からすると軽微であり、申請地の形状変更がないので申請は必要ないのではないかと。

事務局 申請地の形状変更などはありませんが、住宅ローンの借入や登記に際して、共有持ちとする場合、許可書の申請者、譲受人に2名の名前がないとできないとのことから、転用事業者の変更として、申請書を受理し、審議いただき、許可書を発行いたします。

議長 他にご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。
議案第14号について、原案のとおり承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第14番は、原案のとおり承認相当として、市に進達することに決しました。

議長 続きまして、日程第6、議案第15号、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。
それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第6、議案第15号、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について説明します。
今月の申請は、10件です。
受付番号1番、2番は、同じ法人が借人となりますので、併せて説明をします。
川合の方外1名と長坂の法人との間での再設定の解除条件付使用貸借権の設定です。
川合地区内の該当農地について、令和10年3月までの3年間および令和12年3月までの5年間、利用集積を図るものです。
受付番号3番は、土田の方と土田の方との間での新規の使用貸借権の設定です。
土田地区内の該当農地について、令和12年3月までの5年間、利用集積を図るものです。
受付番号4番は、塩の方と虹ヶ丘の方との間での新規の使用貸借権の設定です。
塩地区内の該当農地について、令和17年3月までの10年間、利用集積を図るものです。
受付番号5番から10番は、同じ法人が借人となりますので、併せて説明をします。
愛知県扶桑町の方外5名と土田の法人との間での再設定の解除条件付使用貸借権の設定です。

		<p>塩河、羽崎及び渚之上各地区内の該当農地について、令和10年3月までの3年間、利用集積を図るものです。</p>
議	長	<p>只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委	員	<p>【意見・質疑なし】</p>
議	長	<p>ご意見も無いようですのでお諮りいたします。</p> <p>議案第15号について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議ございませんか。</p>
委	員	<p>【異議なしの声多数】</p>
議	長	<p>異議ないものと認め、議案第15号は、原案のとおり承認し、市に報告することに決しました。</p>
議	長	<p>続きまして、日程第7、議案第16号、農業経営基盤の強化の促進に関する計画の策定に対する意見聴取についてを議題といたします。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事	務	<p>日程第7、議案第16号、農業経営基盤の強化の促進に関する計画の策定に対する意見聴取について説明します。</p> <p>本案件は、農業経営基盤強化促進法第19条第6項で、市町村は地域計画を定め、またはこれを変更する時は、あらかじめ農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区、その他の関係者の意見を聴かなければならない、とされていることに基づき、意見聴取を行うものです。</p> <p>この地域計画については、先月の農業委員会総会の報告事項において、産業振興課から計画案の概要について説明を受けました。</p> <p>前回の説明の中で、今回策定する9地区の計画案については、現在の担い手の状況等を踏まえ、現況地図をそのまま目標地図とするとのことでした。</p> <p>また、耕作者の高齢化や担い手の不足などの問題点や、地区ごとの課題などの洗い出しを行い、これらの問題点や課題を解決する方法を模索しながら、農地の集積・集約を推進し、目標地図の見直しを毎年行っていくという話でした。</p> <p>各地区の計画の詳細については、お手元の計画案のとおりですが、地域における農業の将来の在り方、その将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標、さらにその目標を達成するために、農業者や区域内の関係者が取るべき必要な措置について等が明示されています。</p> <p>この計画案に対して、ご意見等ございましたら頂戴したいと存じますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委	員	<p>【意見・質疑なし】</p>
議	長	<p>ご意見も無いようですのでお諮りいたします。</p> <p>議案第16号について、意見なしとして、市に報告することにご異議ございませんか。</p>

委員	<p>【異議なしの声多数】</p> <p>異議ないものと認め、議案第 16 号は、意見なしとして、市に報告することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。</p>
議長	<p>続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、協議、報告及び連絡事項について、説明いたします。</p> <p>1. 農地の適正管理の 2 月指導分について報告します。</p> <p>別添資料 1 をご覧ください。(件数 2 件)</p> <p>農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。</p> <p>2. 農地の形状変更(水田の畑地転換又は盛土・切土)の届出書の 2 月届出分です。</p> <p>別添資料 2 をご覧ください。(件数 1 件)</p> <p>3. 農業用施設の届出書の 2 月届出分です。</p> <p>届出はありませんでした。</p> <p>4. 2 月中に届出のあった農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、報告します。</p> <p>5 件の届出がありました。</p> <p>田 12 筆 8,605.22 m² 畑 22 筆 3,425.91 m² 合計 34 筆 12,031.13 m²</p> <p>5. 今後の日程について説明します。</p> <p>次回の現地確認は 3 月 28 日の金曜日を予定しています。</p> <p>また、令和 7 年第 4 回農業委員会総会は、令和 7 年 4 月 3 日木曜日に午後 2 時から庁舎 5 階全員協議会室で開催を予定しています。</p> <p>6. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地銀行の廃止について 資料により説明、報告
議長	<p>これもちまして、令和 7 年第 3 回可児市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様でございました。</p>